

○ 室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の概要

民法の一部改正により親権者の懲戒権が削除されたことに伴い、当該条項を削除するほか、電磁的記録による手続について規定の整備を行う。

3. 施行期日

公布の日から施行する。